

社会福祉法人秀生会 役員・評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀生会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員の報酬は定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員に対する報酬は、別表1に定めるとおりとする。

2 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員、評議員が理事会及び評議員会に出席の場合及び監査実施の場合には別表3に定める費用弁償額を支給する。

2 費用弁償の額は遅延なく現金で支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員の報酬等については、毎月28日に支給する。なお、支給日が土日、祝日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 監事監査の報酬は、監事監査の終了後に支給する。

3 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は評議員会の決議により行うものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。

この規程は、平成30年6月14日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

別表1

役 職	報 酬 月 額
理 事 (理事長)	600,000 円 ※理事会出席の報酬を含む
理 事 (理事長以外)	無報酬
監 事	無報酬

別表2

	報 酬 日 額
監事監査	10,000 円

別表3

理事会出席	評議員会出席	監事監査出席
5,000 円/回	5,000 円/回	5,000 円/回